

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県公立学校情報機器整備基金条例（条例第1号）

- 1 佐賀県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、佐賀県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。（第4条関係）
- 4 基金は、1の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第6条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行し、令和11年6月30日限り、その効力を失うこととした。